

コラム

〈ものなしマルチ〉

徳島県 消費者政策課
消費者法務専門員 中川 まな美

私は、平成29年9月から、徳島県庁の消費者政策課で、消費者法務専門員として、勤務しています。

私は、普段は、徳島市内の法律事務所で弁護士の仕事をしています。消費者行政の担当課で弁護士が勤務しているのは、消費者行政に注力している徳島県ならではの、全国でも珍しいと思います。

ところで、毎年、春ごろになると、特に若年者から、いわゆる「ものなしマルチ」に関する相談が多くなる傾向があります。今日は、この「ものなしマルチ」について、お話ししたいと思います。

ものなしマルチに関する相談とは、どんなものかという、例えば、友人やSNSで知り合った人から、仮想通貨への投資等を勧誘され、さらに「知人を勧誘するとマージンがもらえる」と言われて、お金を支払ったが、まったく儲からないというようなものです。マルチ商法といえば、組織で化粧品や健康食品等の商品を売買することが多いのですが、そういった商品が関わってこないため、「ものなし」と言われます。

ものなしマルチの被害者の中には、勧められるままに、消費者金融等から多額の借金をして、お金を渡してしまったという方も多く、そのような場合は、後日、借金の返済



義務に追われることになります。

また、自分も知人をこのような投資に誘ってしまった場合、その知人との関係もおかしくなってしまいます。

こういったもうけ話は、そもそも投資の実態など全くない詐欺の可能性が高いです。また、多額のお金を支払ったにもかかわらず、ほとんどのケースで、契約書や領収書は渡してもらえません。後からお金を返してもらおうと思っても、組織の実態がわからないので、誰に請求していいかわからず、返してもらえません。

このようなものなしマルチの被害は、新社会人が増えたり、人脈が広がる春に増える傾向にあるようです。また、SNS等で豪華な生活をしている人を見て、自分も投資で一儲けすれば、リッチな生活ができるようになると思って手を出してしまう人もいられるかもしれません。

あなたの周りで、このようなものなしマルチの話をしている人がいたら、自分が手を出してはならないことはもちろん、周りの人にも、注意喚起をしてあげてください。そして、困ったときは、消費者情報センター188に電話するよう、周りの人に教えてあげてください。

とくしまPROJECT..

Vol.01
2021.4-5月

5月は「消費者月間」ーエシカル消費普及・啓発に取り組みましたー

毎年5月は「消費者月間」です。また、5月第2土曜日から15日間は「消費者市民社会推進期間」であることから、消費者団体、事業者団体、行政等が一体となり、消費者問題に関する事業を積極的に行い、消費者に対する教育・啓発を推進しています。今年度も「消費者まつり」やTwitterキャンペーンなどでエシカル消費の普及・啓発に取り組みましたので、その活動内容をご紹介します。

消費者市民社会推進期間とは？



徳島県では、「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」において、5月の第2土曜日から15日間は「消費者市民社会推進期間」に定めています。

期間中は「消費者まつり」などのイベントやキャンペーンなど、エシカル消費の普及のためさまざまな取組を実施しています。

》知っていますか？「エシカル消費」

人・社会にやさしい商品を買う

- 障がいのある方が作った商品
- 寄付金付き商品
(代金の一部が、社会貢献の活動の費用として含まれているもの)
- フェアトレード認証商品
(フェアトレードとは、発展途上国で作られた製品を適正な価格で取引し、生産者の生活の向上を支える仕組み)

環境にやさしい商品を買う

- エコマーク付き商品
- グリーン購入
(環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること)
- 有機農産物・国産材を使用した商品
- エコバッグを使用する

地域にやさしい消費行動

- 地産地消
- 伝統工芸品を買う
- 被災地で生産された商品を買う

思いやりの消費で未来をつくらう！

「エシカル消費」や「消費者志向経営」の取組からSDGsが学べます。
インターネットで誰でも学ぶことができます。
エシカルタウンに遊びに来てね！

徳島県ホームページ内に
消費者教育教材

検索



公益財団法人
消費者教育支援センター 主催
消費者教育教材資料表彰2021
優秀賞受賞

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs.ethical.town/>



作成 徳島県危機管理環境部 消費者くらし安全局 消費者政策課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話：088-621-2175 FAX：088-621-2979
e-mail：shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp

SNSフォロー しませんか？

徳島県のSNSアカウントで
最新情報を発信中！

@awaethical
@TokushimaPF



TIS通信も ご覧ください

徳島県のホームページにて
Webマガジン公開中！

TIS委員や
協力機関等による
国際的かつ最前線の
情報発信を
していきます。



できることから Let'sエシカル！

「エシカル消費」は難しいことはありません。身近なことから始めてみましょう！

地産地消

地元のは新鮮で、作っている人の顔が見えるから安心。地域も元気になるし「地のもの」を買わなきゃもったいない！

ゴミの減量

再生紙や詰め替え容器を使用する。2020年7月からのレジ袋有料化で「エコバック」は身近なものになりましたね。

福祉施設で作られた商品を選ぶ

障がい者の自立支援につながる商品などを選ぶことで、より多くの人々が持続可能な生活を送れるようになります。

5月は「消費者月間」なんじょ！
小さなことでも、1人1人ができることをやってみるのが大切☆
ボクもawanowaブランドのお菓子を買いにきたですだち(≧▽≦) みんなもやってみるんじょ!!

すだちくん
オフィシャルTwitter
【@sudachikun_offi】



awanowa：県内の就労支援施設等からなるNPO法人とくしま障がい者就労支援協議会の統一ブランド



▲すだちくんもエシカル消費にチャレンジしました！

とくしまみんなでエシカル消費 Twitterキャンペーン

期間中「とくしまエシカル消費普及推進プロジェクト」公式Twitterでは、エシカルな賞品が当たるキャンペーンを実施。たくさんの方にご応募いただきました。

第2弾も開催予定！

今後もキャンペーンを予定しています。ぜひチェックしてください！

CHECK! ▶

@awaethical



2021 消費者まつり「“消費”で築く新しい日常」〈2021.5.16〉

「消費者まつり」は、5月の「消費者月間」及び「消費者市民社会推進期間」に合わせて開催されています。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、会場には関係者のみが集まり、オンラインでの開催となりました。表彰式が執り行われ、続いて消費者宣言、トークセッションを行い、消費を改めて考える機会となりました。「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、社会全体のことを考えた行動が今私たちに求められています。



◀**消費者宣言**
小松島市消費者協会
喜田義明会長
「環境問題
～プラゴミの行方～」

トークセッション
環境省地球環境局 井上直己氏と
四国大学短期大学部 加渡いづみ
教授によるトークセッション。
コロナ禍の消費からエシカル消費
について考えました。▶



▲挨拶 徳島県知事 飯泉 嘉門



▲挨拶 消費者庁 新未来創造戦略本部
政策企画専門職 土方 健太郎



▲挨拶 徳島県消費者協会
会長 佐野 勝代



会場の様子はオンラインで
配信されました

受賞者の皆様 おめでとうございます



すだちくん 消費者教育推進大使 委嘱式

消費者教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動を担う消費者教育推進大使として、すだちくんが委嘱されました。



▲消費者庁から委嘱
消費者庁 新未来創造戦略本部
日下部次長からすだちくんへ

くらしのサポーター

活動功労者表彰

- ・守野 美知子 氏
- ・吉田 妙子 氏
- ・中原 稔 氏

消費生活コーディネーター

活動功労者表彰

- ・鷹取 恵美子 氏

消費者支援功労者表彰

内閣府特命担当大臣表彰

- ・鳴門教育大学大学院准教授 坂本 有芳 氏
- ・七五三 久美子 氏

ベスト消費者サポーター章

- ・特定非営利活動法人
あわ・みらい創生社

とくしまエシカルアワード

- ・徳島文理大学

コラム

消費者庁 新未来創造戦略本部 政策企画専門職 土方 健太郎



消費者庁新未来創造戦略本部では、3月16日に「アジア地域におけるウィズコロナ、ポストコロナでの消費生活相談と消費者教育について」をテーマに、戦略本部設置後初となる国際シンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、日下部戦略本部次長による「徳島における『社会への扉』を活用した授業の実施効果について」の基調講演に続いて、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの研究者・行政官にオンラインで御参加いただき、2つの議題についてパネルディスカッションを行いました。

第1部では、各国の研究者により、各国の消費者教育の現状や、コロナ禍において消費者教育が果たすべき役割について御議論いただきました。各国からは消費者教育に留まらず、政府機関や消費者団体、N G Oによる消費者への周知啓発の取組についても説明がありました。

第2部では、各国の行政官から、消費生活相談の体制や、



3月16日 国際シンポジウムでのパネルディスカッションの様子

コロナ禍でどのような消費生活相談が増えているか等を御紹介いただきました。コロナ関連の消費生活相談では、各国で共通して航空券等のキャンセルが多い等ということが分かり、また、東南アジア各国では消費生活相談のデータベース化が進行しているとのことでした。

戦略本部では、今後もシンポジウム等を通じ、プロジェクトや研究の成果の情報発信、海外との連携強化に取り組んでまいります。

コラム

消費者庁 新未来創造戦略本部 渡辺 由貴子



「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」のことを食品ロスと言い、我が国では年間600万トン（平成30年度推計値）、その内、約半分の276万トンが家庭から出ています。

消費者庁新未来創造戦略本部では、平成29年度に報告した食品ロス削減に関する「実践しやすく効果がある取組」を、より効果的に消費者の皆さまへ普及・啓発するため徳島県内の流通店舗を実証フィールドとし、発信すべき情報を精査した啓発資材（ポスター、P O P、啓発ラベル）での実証を1カ月間実施しました。実証前後には、消費者へ食品ロス問題に関するアンケート調査（有効回答者992名）を実施し、意識や行動の変化の検証にも取り組みました。実証前後で食品ロス問題について考え方や行動に変化があったと回答した人は約5割となり、きっかけは「今回のアンケートの回答を通して」が最多で、次いで「テレビ広告」「店舗に設置した啓発資材を見て」「新聞・雑誌」が



店舗出入口付近でポスターを掲示している様子

同程度でした。この結果は、消費者向け食品ロス削減の啓発方法について、複数の媒体・ルートが必要かつ有効であることを示唆していると考えられます。

調査結果や詳細は、今後報告書で公表予定です。この調査をきっかけに食品ロス問題を「我が事」として捉え、家庭における効果的な食品ロス削減方法を一人でも多くの皆さまに実践していただけますと幸いです。